

# 2003年度大東文化大学法学研究所 現代人権研究班活動報告

上 村 英 明

現代人権研究班では、2003年度の第3回研究会（第19回研究会）として、以下のものを開催した。

日 時：2004年2月3日午前10時30分～12時

講 師：上村英明（恵泉女学園大学助教授、現代人権研究班研究員）

テーマ：先住民族問題に関する常設フォーラムの可能性と課題－先住民族の権利の現状と  
国際10年の総括

## <要旨>

21世紀初頭の国際人権規準にとって重要な役割を果たしているのは、1993年「世界人権会議」で採択された「ウィーン宣言および行動計画」であるといつて過言ではない。この時期議論された課題として、「人権高等弁務官」の設置（行動計画第18段落）や「国際刑事裁判所」の設置（行動計画第92段落）があげられる。そして、「ウィーン宣言および行動計画」によって、1994年には「人権高等弁務官」のポストの新設とともにその任命が行われ、また、国際法委員会によって「国際刑事裁判所規程草案」が国連総会に提出された。

この文書は、行動計画で、5段落に渡って（第28段落～第32段落）先住民族問題を取り上げており、第32段落目には、先住民族の国際10年の期間中に、先住民族の権利問題を扱う国連機関として「常設フォーラム」を設置することが提言されている。

先住民族問題を扱う国連機関の設置は、1980年代から各先住民族団体によって主張されていたが、先住民族の権利宣言草案の起草を目的に、人権小委員会の下部機関として「先住民作業部会（WGIP）」が設置されると、この人権規準の策定に関心が移っていった。「ウィーン宣言および行動計画」は、第28段落でこの起草作業の早期完了を提言すると同時に、本来、先住民族が要求してきた国連機関の設置を提言したのである。

国連機構改革が叫ばれ、とくに経済社会理事会、その人権機構がターゲットとなる中、「常設フォーラム（PF）」の実現は最難関の課題であると多くの関係者が考えたに違いない。しかし、1995年と1997年にコペンハーゲンとサンチアゴで、それぞれデンマーク政

府とチリ政府の後援で、ワークショップが開催されると、PFの具体的な輪郭が少しずつではあるが確実にはっきりとなっていた。さらに、1999年と2000年には、人権委員会の特別作業部会がジュネーブで開催されると、青写真はより鮮明になっていった。2000年には、この特別作業部会の報告を受けて、デンマーク政府がPFの設置決議を人権委員会に提出して、これが採択された。さらに、この決議は、同年、経済社会理事会と国連総会で次々に承認されていった。その結果、「ウィーン宣言および行動計画」採択から9年目の2002年5月ついにPFの第1会期が国連ニューヨーク本部で開催されたのである。

姿を現したPFは、次のような機関であった。まず、国連システムの中における地位は、経済社会理事会の直属で、人権委員会と同等である。第1会期は、5月13日～24日までであったが、2週間とされた。また、政府間機関（IGO）である国連として、画期的かつ歴史的に、16名の委員の内半数の8名が直接先住民族の選出による、先住民族自身の委員であった。政府側の8名の委員は、国連の慣例による地域代表5に加え、ローテーション3の合計8名であったが、先住民族側委員8名は、先住民族独自の地域代表7（アジア、アフリカ、北極圏、中南米・カリブ地域、北米、太平洋、旧ソ連・東欧）に加え、ローテーション1（アジア、アフリカ、中南米・カリブ地域）という構成であった。また、議長と報告者には、先住民族委員が選出され、副議長4名も1名を除いては先住民族委員であった。

機関の構成そのものが画期的であったが、PFがどんな機能を果たすことができるかという点で、その船出はむしろ慎重なすべり出しであった。その任務範囲が、先住民族団体からの情報収集と国連機関全体の先住民族に対するプログラムの調整だったこともあって、国連機関との対話はスムーズであったが、政府との対話はむしろ盛りだくさんリップサービスに始まったといえるかもしれない。また、2003年の第2会期までの間にいくつかの重要な点が確定した。2002年12月の総会決議で、PFの常設事務局がニューヨーク本部の経済・社会問題局（DESA）に設置されることが決定し、PFの会議がニューヨークで継続的に開催されることがほぼ決定した。これに伴い、「先住民族の国際10年」が終了する2004年以降にWGIPをどうするのか（廃止するか、新たな任務で更新するか）の決定が迫られている。さらに、年別テーマの設定が行われるようになった（2002年は先住民族と子ども、2003年は先住民族と女性）が、この方式がうまく定着するかどうかにはもう少し時間が必要だろう。加えて、それぞれの委員の任期が3年のため、第2期の先住民族委員の選出プログラムが各地ではじめられたが、これも試行錯誤の段階であり、安定したシステムが構築されるためにはさらに時間が必要とされる。

不安要素も少なくないが、ともかく、こうした国連機関が存在するようになっただけで

も、先住民族の権利が、とくに 1980 年代以降急速な国際関心事となったことを理解することができる。そして、この背景には、先住民族自身による国際的な運動の展開とともに、デンマーク、ノルウェー、オランダ、メキシコ、グアテマラなど中小国の人権「先進国」による積極的な活動を評価しないわけにはいかないだろう。これは、国際的な人権活動と国内のそれとが何ものにも替え難く密接であることを如実に物語っている。この点、日本政府の、政府委員を 1 名送るというリップサービスと実質的な消極的関わりは、日本国内における先住民族政策の遅れあるいはサボタージュの結果であるかもしれない。